

コスモエネルギーグループ健康保険組合規約

コスモエネルギーグループ健康保険組合

コスモエネルギーグループ健康保険組合同規約

第1章 総則

(組合の目的)

第1条 この健康保険組合（以下「組合」という。）は、健康保険法（大正11年法律第70号。以下「法」という。）に基づき、この組合の組合員である被保険者の健康保険を管掌することを目的とする。

(組合の名称)

第2条 この組合は、コスモエネルギーグループ健康保険組合という。

(組合の事務所等)

第3条 組合の事務所は、次の場所に置く。

東京都中央区京橋一丁目7番1号

(設立事業所の名称及び所在地)

第4条 この組合の設立事業所の名称及び所在地は、別表2のとおりとする。

第2章 組合会

(議員の定数)

第5条 この組合の組合会の議員の定数は、18人とする。

(被選挙権を有しない者)

第6条 次の各号に掲げる者は、議員となることができない。

- (1) 法第118条第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 日本国外にある者であつて、その期間が3ヶ月以上のもの。

(議員の任期)

第7条 議員の任期は、2年とする。

- 2 前項の任期は、選定又は総選挙の日から起算する。ただし、選定又は総選挙の日が前任者の任期満了前であるときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。
- 3 議員に欠員を生じたため、新たに選任された議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 議員の定数に異動を生じたため、新たに選任された議員の任期は、現に議員である者の任期満了の日までとする。

(互選議員の選挙の方法)

第 8 条 被保険者である組合員の互選する議員（以下「互選議員」という。）の選任は、単記の無記名投票による選挙により行わなければならない。ただし、議員候補者の数が選挙すべき議員の定員を超えない場合は、この限りでない。

2 前項の投票は、1 人につき 1 票とする。

（互選議員の選挙の管理）

第 9 条 互選議員の選挙においては、選挙長をおかななければならない。また、2 以上の投票所を設けるときは、投票所ごとに投票管理者をおかななければならない。

2 選挙長及び投票管理者は、理事会において選任する。

3 選挙長は、選挙会の開閉、投票及び開票の管理及び当選人の決定その他選挙の管理に関し必要な事務を行う。

4 投票管理者は、投票所の開閉その他投票の管理を行う。

5 互選議員の選挙を行ったときは、選挙長は選挙録を、投票管理者は投票録を作り、それぞれこれに署名しなければならない。ただし、第 8 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合においては、この限りでない。

（当選人）

第 10 条 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。ただし、議員の定数をもって投票の総数を除して得た数の 6 分の 1 以上の得票がなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 8 条第 1 項ただし書の規定により投票を行わない場合において、当該議員候補者をもって当選人とする。

（選挙の無効）

第 11 条 選挙は、選挙の規定に違反することがあって、選挙の結果に異動を生ずるおそれがある場合に限り無効とする。ただし、当選に異動を生ずるおそれのない者を区分することができるときは、その者に限り当選の効力を失うことはない。

（互選議員の選挙執行規定）

第 12 条 この規約に定めるもののほか、互選議員の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

（選定議員の選定）

第 13 条 事業主である組合員が選定する議員（以下「選定議員」という。）は、互選議員の総選挙の日に選定しなければならない。

2 選定議員に欠員を生じたときは、事業主である組合員はすみやかにその欠員について議員を選定しなければならない。

3 事業主である組合員は、議員を選定したときは、文書で理事長に通知しなければならない。

（議員の就退職）

第 14 条 議員が就退職したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

（通常組合会）

第 15 条 通常組合会は、毎年 2 月及び 7 月に招集することを常例とする。

(臨時組合会)

第 16 条 理事長は、議員の定数の 3 分の 1 以上の者から会議の目的である事項を示して組合会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時組合会を招集しなければならない。

- 2 前項のほか、理事長は、必要があるときは、いつでも臨時組合会を招集することができる。

(組合会の招集手続)

第 17 条 理事長は、組合会の招集を決定したときは、緊急を要する場合を除き、議員に対して開会の日から少なくとも 6 日前に招集状を送付しなければならない。

- 2 前項の招集状には、会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を記載しなければならない。
- 3 組合会はテレビ会議システム及び web 会議システム等遠隔地とのやり取りができる会議システム（以下「会議システム」という。）により開催することができる。

(代理)

第 18 条 議員は、次の各号のいずれかの理由により組合会に出席することができないときは、あらかじめ通知のあった組合会に付議する議案について賛否の意見を付した書面又は代理人をもって、議決権又は選挙権を行使できる。

- (1) 議員の疾病、負傷又は分娩
 - (2) 議員の親族の弔忌
 - (3) 議員に係る災害又は交通途絶
 - (4) 前各号に準ずるやむを得ない理由
- 2 前項の代理については、選定議員の場合は組合会に出席する他の選定議員、互選議員の場合は組合会に出席する他の互選議員でなければ代理を行うことができない。

(組合会の傍聴)

第 19 条 組合員は、組合会の会議を傍聴することができる。ただし、組合会において傍聴を禁止する決議があったときは、この限りでない。

(組合会の会議規則)

第 20 条 組合会は、会議規則を設けなければならない。

(組合会の議決事項)

第 21 条 次の各号に掲げる事項は、組合会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
 - (2) 収入支出予算及び事業計画
 - (3) 収入支出決算及び事業報告
 - (4) 規約及び規程で定める事項
 - (5) その他重要な事項
- 2 理事長は、次の各号のいずれかの理由により組合会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 18 条第 1 項の規定による書面の提出を求めることとし、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号。以下「施行令」という。）第 9 条の定足数を

満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。

- (1) 議員の疾病、負傷
- (2) 議員に係る災害又は交通途絶
- (3) 災害等の発生による外出自粛要請

- 3 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに議員に通知しなければならない。

（会議録の作成）

第 22 条 会議録には、次の各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 開会の日時及び場所
- (2) 議員の定数
- (3) 出席した互選議員の氏名・人数、選定議員の氏名・人数、書面及び代理人をもって議決権又は選挙権を行使した議員の氏名・人数、並びに代理を受けた議員の氏名
- (4) 議事の要領
- (5) 議決した事項及びその賛否の数

- 2 会議システムにより組合会を開催した場合の会議録には、前項の事項に加え、次のことを記載しなければならない。

- (1) 会議システムで組合会を開催した旨
- (2) 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、適時的確な意見が互いに表明できる仕組みになっていることが確認されたうえで議案の審議に入った旨
- (3) システム障害等の異常がなく審議の全部を終了した旨
- (4) 会議システムにより参加した組合会議員の氏名及び場所

- 3 書面による議決をおこなった場合の会議録には、第 1 項の事項に加え、書面による議決で組合会を開催した旨を記載しなければならない。

- 4 会議録は、議長及びその組合会で会議録に署名することにつき選任された議員が署名する。ただし、書面による議決をおこなった場合は、事前に理事長が指名した議員が署名することができる。

（議員の旅費及び報酬補償）

第 23 条 議員の旅費及び被保険者である議員が、その職務を行うことにより、平常の業務に対する報酬を受けることができない場合における補償の額並びにこれらの支給の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

（組合会の検査）

第 24 条 組合会は、法第 20 条に規定する検査を行う場合において、委員を置くことができる。

- 2 前項の検査に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第3章 役員及び職員

(理事の定数)

第25条 この組合の理事の定数は、6人とする。

(理事及び監事の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、議員の任期とする。

- 2 理事及び監事は、その任期満了の日前に、議員の資格を失ったときは、その資格を失う。
- 3 理事及び監事に欠員を生じたため、新たに選挙された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 理事の定数に異動を生じたため、新たに選挙された理事の任期は、現に理事である者の任期満了の日までとする。
- 5 理事及び監事は、第1項の規定にかかわらず、任期満了後であっても、後任者が就任するまでその職務を行う。

(理事、理事長及び監事の選挙)

第27条 理事、理事長及び監事は、無記名投票により選挙する。ただし、候補者の数が選挙す

べき理事、理事長及び監事の定数を超えない場合は、この限りでない。

- 2 前項の投票は、1人につき1票とする。
- 3 選挙の結果、最多数の投票を得た者をもって当選人とする。
- 4 前各項に定めるもののほか、理事、理事長及び監事の選挙に関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事会の構成)

第28条 この組合に理事会をおき、理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第29条 理事会は、必要に応じ、理事長が招集し、理事長がその議長となる。

- 2 前項のほか、理事長は、理事の定数の3分の1以上の者から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するには、理事に対し、その開会の日の3日前までに会議の目的である事項並びに開会の日時及び場所を示し、文書で通知しなければならない。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。
- 4 前項の規定に準じ、監事に対し、理事会への出席を求めなければならない。
- 5 理事会は会議システムにより開催することができる。

(理事会の決定事項)

第30条 次の各号に掲げる事項は、理事会において決定する。

- (1) 組合会に提出する議案

- (2) 常務理事の選任及び解任の同意
- (3) 事業運営の具体的方針
- (4) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法
- (5) この規約に定める事項
- (6) その他事務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第 31 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 2 理事会の議事は、出席理事の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、あらかじめ通知を受けた会議の目的である事項について、賛否の意見を明らかにした書面又は代理人をもって、理事会に加わることができる。
- 4 前項の代理を行う場合は、理事会に出席する他の理事でなければ、代理を行うことはできない。
- 5 理事は、特別の利害関係のある議事については、その議事に加わることができない。ただし、理事会の同意があった場合は、出席して発言することができる。
- 6 理事長は、次の各号のいずれかの理由により理事会の開催が困難であると認められるときは、期日を定めて第 3 項の規定による書面の提出を求めることとし、理事定数の半数以上を満たす書面の提出がある場合には、あらかじめ通知した会議に付議すべき事項について議決（以下「書面による議決」という。）をすることができる。
 - (1) 理事の疾病、負傷
 - (2) 理事に係る災害又は交通途絶
 - (3) 災害等の発生による外出自粛要請
- 7 理事長は、前項の議決をおこなった場合には、すみやかに理事に通知しなければならない。

(理事会の会議録)

第 32 条 理事会の議事については、会議録を作成する。

- 2 前項の会議録については、第 22 条の規定を準用する。

(理事長の職務)

第 33 条 理事長は、組合の事務を総理し、第 30 条の規定により理事会において決定する事項以外の事項について決定する。

(常務理事及びその職務)

第 34 条 この組合に 1 名の常務理事をおき、理事会の同意を得て、理事長が理事のうちからこれを指名する。

- 2 常務理事は、理事長を補佐し、業務を処理する。

(監事の職務)

第 35 条 監事は、組合の行う事業の全般を監査する。

- 2 監査は、組合会の決算終了後、組合会が決算を承認する前に実施するほか、監事が必要と認めた場合に実施する。
- 3 監事は、監査を実施したときは、組合会に対し書面をもって意見を述べなければならない。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、監事の行う監査に関して必要な事項及び様式等は、組合会の議決を経て別に定める。

(理事長の専決)

第 36 条 理事長は、施行令第 7 条第 4 項の規定に基づき、緊急に行う必要のあるものを処分することができる。

- 2 理事長は、前項の規程による処置を行ったときは、次の組合会においてこれを報告し、組合会において当該事項を決定する場合に必要な議決数をもって承認を得なければならない。

(理事長の事務委任)

第 37 条 理事長は、第 33 条に規定する事務の一部を常務理事に委任することができる。

(理事長の職務代理)

第 38 条 理事長に故障がある場合において、その職務を代理する理事は、理事長が指名する。

(理事、理事長、常務理事及び監事の就任)

第 39 条 理事、理事長及び監事は当選が確定した日から、常務理事は理事長が指名した日から就任する。

- 2 理事、理事長、常務理事及び監事が就任したときは、すみやかにその旨を公告しなければならない。

(理事、監事の旅費及び報酬補償)

第 40 条 第 23 条の規定は、理事及び監事について準用する。

(職員)

第 41 条 この組合に（事務長その他）必要な職員をおき、理事長がこれを任免する。

- 2 前項に定めるもののほか、職員に関して必要な事項は、理事会が別に定める。

第 4 章 組合員

(標準報酬)

第 42 条 被保険者の報酬月額につき法第 41 条第 1 項若しくは法第 42 条第 1 項の規定により算定することが困難であるとき、又は法第 41 条第 1 項、法第 42 条第 1 項若しくは法第 43 条第 1 項の規定により算定した額が著しく不当であるときは、理事会の定める方法により算定する。

(現物給与等の算定)

第 43 条 法第 46 条第 2 項の規定により報酬の全部又は一部が通貨以外のもので支払われる場合におけるその価額の算定については、理事会の定めるところによる。

第5章 保険料

(一般保険料及び調整保険料の負担割合)

第44条 一般保険料額及び調整保険料額の93.000分の53.940は事業主、93.000分の39.060は被保険者において負担する。

(特定被保険者の保険料額)

第44条の2 この組合において、介護保険第2号被保険者たる被扶養者を有する介護保険第2号被保険者以外の被保険者に関する保険料額は一般保険料額のみとし、介護保険料額は徴収しない。

第6章 財務

(会計年度独立の原則)

第45条 各会計年度における支出は、その年度の収入をもって、これを支弁しなければならない。

(会計年度所属区分)

第46条 収入の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険料及び調整保険料はその納期末日の属する年度
- (2) 国庫負担金及び補助金並びに繰越金、繰入金、寄付金、組合債及び財政調整事業交付金はその収入を計上した予算の属する年度
- (3) 徴収金及び返納金等随時の収入で納入告知書を発するものは納入告知書を発した日の属する年度
- (4) 前各号に該当しないものは領収した日の属する年度

2 支出の会計年度所属は、次の各号による。

- (1) 保険給付のうち療養の給付、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、高額療養費又は家族療養費に係る診療報酬若しくは調剤報酬又は訪問看護療養費若しくは家族訪問看護療養費についてはこの組合（社会保険診療報酬支払基金を経由するものにあつては、支払基金とする。）がその請求を受理した日の属する年度
- (2) 保険給付のうち前号に定めるもの以外のものについてはその給付を決定した日の属する年度
- (3) 給料、旅費及び手数料の類はその支払うべき事実の生じた時の属する年度
- (4) 使用料、保管料及び電力料の類はその支払いの原因となる事実の存した期間の属する年度
- (5) 工事製造費、物件の購入代価及び運賃の類並びに補助金の類はこれら

の契約をした時の属する年度。ただし、法令の規定又は契約により、
支払期日の定めのあるものはその支払期日の属する年度

- (6) 前各号に該当しないものは支払いを決定した日の属する年度

(予備費の費途)

第 47 条 予備費を充てることができる費途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 事務費
- (2) 保険給付費
- (3) 拠出金
- (4) 保健事業費
- (5) 還付金
- (6) 財政調整事業拠出金
- (7) 連合会費
- (8) 雑支出

(準備金の保有方法)

第 48 条 準備金は、次の各号に掲げる方法によって保有しなければならない。ただし、準備金のうち前 3 年度の保険給付に要した費用の平均年額の 12 分の 1 に相当する額については、第 1 号又は第 2 号の方法により保有しなければならない。

なお、介護勘定で管理する準備金は、原則として第 1 号の方法によって保有しなければならない。

- (1) 銀行預貯金若しくは郵便貯金
- (2) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託（運用方法を特定するものを除く。）
- (3) 公社債投資信託の受益証券の取得（外国債を運用の中心とするもの又は外貨建外国債を運用対象として含むものを除く。）
- (4) 国債証券又は地方債証券の取得
- (5) 特別の法律により法人の発行する債券で、その債券に係る債務を政府が保証しているもの又は金融機関の発行する債券の取得
- (6) 償還及び利子の支払の遅延のない物上担保付又は一般担保付の社債の取得
- (7) 抵当証券の取得
- (8) コマーシャルペーパーの取得
- (9) 社会保険診療報酬支払基金への委託金
- (10) 健康保険組合連合会が組合の共同目的を達成するために設置する施設に対する出資金
- (11) 組合間の共同事業として実施する高額医療費に係る貸付事業に対する出資金
- (12) 法第 150 条の規定による施設である土地及び建物の取得

(準備金以外の積立金の保有方法)

第 49 条 準備金以外の積立金は、前条第 1 号から第 11 号までの方法により保有しなければならない。

(組合財産の管理方法)

第 50 条 この組合の財産の管理の方法は、組合会の議決を経て別に定める。

第 7 章 公告

(公告の方法)

第 51 条 この組合において公告しなければならない事項は、この組合の掲示板またはホームページに掲示する。

第 8 章 保険給付

(医療機関の指定)

第 52 条 この組合が法第 63 条第 3 項第 2 号の規定により同号に掲げる病院若しくは診療所又は薬局として指定しようとするときは、組合会の議決を経なければならない。

(一部負担金の特例)

第 53 条 (削除)

(一部負担還元金)

第 54 条 この組合は、健康保険法の一部を改正する法律（昭和 32 年法律第 42 号）附則第 7 条の規定に基づき、被保険者の支払った一部負担金について、その還元を行う。

- 2 一部負担還元金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養に要する費用の一部として支払った一部負担金の額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、当該一部負担金の額から高額療養費に相当する額を控除して得た額）から、別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

- 5 一部負担還元金は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。

(付加給付の支給日)

第 55 条 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

(付加給付)

第 56 条 この組合が、法第 53 条の規定により支給する付加給付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 訪問看護療養費付加金
- (2) 家族訪問看護療養費付加金
- (3) (削除)
- (4) 出産育児一時金付加金
- (5) 家族出産育児一時金付加金
- (6) (削除)
- (7) (削除)
- (8) (削除)
- (9) (削除)
- (10) 家族療養費付加金
- (11) 合算高額療養費付加金

- 2 付加給付は、被保険者がその資格を喪失した場合においては、その喪失の日以後の期間について支給しないものとする。
- 3 付加給付の支給手続きに関して必要な事項は、組合会の議決を経て、別に定める。

(訪問看護療養費付加金)

第 57 条 被保険者の疾病又は負傷に関し、法第 88 条の規定により訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、訪問看護療養費付加金を支給する。

- 2 訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。
- 3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。
- 4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(家族訪問看護療養費付加金)

第 58 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 111 条の規定により家族訪問看護療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族訪問看護療養付加金を支給する。

2 家族訪問看護療養費付加金の額は、訪問看護療養費明細書 1 件について、法第 88 条第 4 項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した費用の額から法第 111 条第 2 項の規定による家族訪問看護療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあっては、家族訪問看護療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で訪問看護療養に係る療養費の支給又は当該療養があったときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

（傷病手当金付加金）

第 59 条 （削除）

（出産育児一時金付加金）

第 60 条 被保険者が出産したときは、法第 101 条の規定により出産育児一時金の支給を受けるときは、出産育児一時金付加金として、30,000 円を支給する。

（家族出産育児一時金付加金）

第 61 条 被扶養者が出産したときは、法第 114 条の規定により家族出産育児一時金の支給を受ける被保険者に対し、家族出産育児一時金付加金として、30,000 円を支給する。

（出産手当金付加金）

第 62 条 （削除）

（埋葬料付加金）

第 63 条 （削除）

（埋葬費付加金）

第 64 条 （削除）

（家族埋葬料付加金）

第 65 条 （削除）

（家族療養費付加金）

第 66 条 被扶養者の疾病又は負傷に関し、法第 110 条の規定により家族療養費の支給を受ける被保険者に対し、家族療養費付加金を支給する。

2 家族療養費付加金の額は、診療報酬明細書又は調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）について、療養（食事療養及び生活療養を除く。）に要する費用の額から家族療養費に相当する額（法第 115 条の規定により高額療養費（同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算するこ

とにより支給される高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）を除く。以下同じ。）が支給される場合にあつては、家族療養費に相当する額に高額療養費に相当する額を加えて得た額）を控除して得た額から、別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

（合算高額療養費付加金）

第 67 条 法第 115 条の規定により、同一月において、被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額を合算することによる高額療養費（以下「合算高額療養費」という。）の支給を受ける被保険者に対し、合算高額療養費付加金を支給する。

2 合算高額療養費付加金の額は、各診療月について合算高額療養費の支給の基礎となった被保険者若しくはその被扶養者の支払った一部負担金等の額から、合算高額療養費に相当する額を控除した額から、診療報酬明細書または調剤報酬明細書各 1 件（医療機関の処方せんに基づき薬局で薬剤の支給が行われた場合は、診療報酬明細書と調剤報酬明細書とを合算して 1 件とみなす。）につき、それぞれ別表 1 に掲げる被保険者の区分に応じて定める額を控除して得た額とする。

3 他の法令の規定により、国又は地方公共団体の負担で療養費の支給又は療養があつたときは、その額を前項の規定により算出した額から控除する。

4 前 2 項の規定により算出した額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第 9 章 個人情報保護

（個人情報保護の徹底）

第 68 条 この組合の組合員である被保険者及び被扶養者等にかかるこの組合が保有する個人情報の漏えい・滅失又はき損等を防止するため、個人情報の保護を徹底しなければならない。個人情報保護の徹底を図るために必要な事項は、組合会の議決を経て別に定める。

第 10 章 その他事業

（施設の利用等）

第 69 条 この組合において設置した施設の利用方法及び利用料は、組合会の議決を経て別に定める。

2 この組合において、保健事業として実施する被保険者及び被扶養者への補助の補助方法及び補助額は、組合会の議決を経て別に定める。

（高額医療費貸付）

第 70 条 （削除）

附則

(施行期日)

1. この規約は認可および届出の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。
2. 第32条の規約変更で従前の常務理事解職は、引継を考慮し平成11年7月1日からとする。
3. 第6条、第10条、第11条、第12条、第23条、第60条、第61条の規約変更により平成12年4月1日から適用する。
4. 第56条の二の特定被保険者保険料について規約変更により平成13年3月1日より適用する。
5. 第44条、第56条の規約変更により平成13年4月1日より適用する。
6. 第41条、第52条の規約変更により平成14年4月1日より適用する。
7. 旧規約第39条第2項、同第3項並びに第59条の3、第59条の4、第59条の5は平成15年3月31日まで、新規約第44条第2項、同第3項は平成15年4月1日からそれぞれ適用する。
8. 第44条、第48条、第56条の規約変更により、平成15年4月1日より適用する。
9. 第44条、第44条の2、第44条の3の規約変更により、平成16年3月1日より適用する。
10. 第44条、第44条の2の規約変更により、平成17年3月1日より適用する。
11. 第4条（別表2）の規約変更により、平成17年4月1日より適用する。
12. 第3条の規約変更により、平成17年10月1日より適用する。
13. 第44条、第44条の2の規約変更により、平成18年3月1日より適用する。
14. 第60条、第61条、第62条、第63条、第64条の規約変更により平成18年11月1日から適用する。
15. 第44条、第44条の2、の規約変更により、平成19年3月1日より適用する。
16. 第59条、第62条の規約変更により平成19年4月1日から適用する。
17. 第4条（別表2）の規約変更により、平成19年4月1日より適用する。
18. 第4条（別表2）の規約変更により、平成19年6月28日より適用する。
19. 第29条、第31条、第35条、第36条、第46条、第47条、第48条、第49条、第54条、第54条（別表1）、第66条、第67条の規約変更、および第68条の新規約追加により、平成19年8月1日より適用する。
20. 第44条、第44条の2の規約変更により、平成20年3月1日より適用する。
21. 第7条の規約変更により、平成20年5月9日より適用する。
22. 第7条の規約変更により、平成21年7月10日より適用する。
23. 第4条（別表2）の規約変更により、平成22年3月1日より適用する。
24. 第44条、第44条の2の規約変更により、平成23年3月1日より適用する。
25. 第51条の規約変更により、平成23年4月1日より適用する。
26. 第59条、第62条、第68条、第69条の規約変更により、平成23年8月1日より適用する。

27. 第70条の規約変更により、平成24年3月1日より適用する。
28. 第44条の規約変更により、平成25年3月1日から適用する。
29. 第56条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、別表1、別表2の規約変更により、平成25年4月1日から適用する。
30. 第4条の別表2の規約変更により、平成26年2月28日から適用する。
31. 第4条の別表2の規約変更により、平成26年4月1日から適用する。
32. 第44条および別表1の規約変更により、平成27年3月1日から適用する。
なお、任意継続被保険者の一般保険料率については、平成27年4月1日から適用する。
33. 第4条の別表2の規約変更により、平成27年4月1日から適用する。
34. 第4条の別表2の規約変更により、平成28年4月1日から適用する

(経過措置)

第2条 施行日前の療養にかかる一部負担還元金、家族療養費付加金、合算高額療養費付加金、訪問看護療養費付加金および家族訪問看護療養費付加金の支給については、なお従前の例による。

第3条 施行日前の労務に服さなかった期間にかかる傷病手当金付加金、出産手当金付加金の支給については、なお従前の例による。

第4条 施行日前の死亡にかかる埋葬料付加金、埋葬費付加金および家族埋葬料付加金の支給については、なお従前の例による。

第5条 出産育児一時金付加金および家族出産育児一時金付加金の支給について、施行日現在、妊娠が確認され、その後出産した場合については、なお従前の例による。

第6条 施行日以前の高額療養費制度に係る自己負担限度額については、なお従前の例による。

35. 第4条の別表2の規約変更により、平成28年6月1日から適用する。
36. 第4条の別表2の規約変更により、平成29年7月1日から適用する。
37. 第5条、第25条、第53条の規約変更により、平成30年4月1日から適用する。
ただし、第5条および第25条は、次期総選挙から施行する。
38. 第4条の別表2の規約変更により、平成30年4月1日から適用する。
39. 第4条の別表2の規約変更により、平成31年3月1日から適用する。
40. 第44条、第44条の2の規約変更により、平成31年3月1日から適用する。
なお、任意継続被保険者の一般保険料率については、平成31年4月1日から適用する。
41. 第44条、第44条の2の規約変更により、令和元年9月1日から適用する。
42. 第4条の別表2の規約変更により、令和3年2月22日から適用する。
43. 第17条、第21条、第22条、第29条、第31条、第36条の規約変更により、令和3年4月1日から施行する。
44. 第4条の別表2の規約変更により、令和3年7月1日から適用する。

- 45. 第2条の規約変更により、令和5年4月1日から適用する。
- 46. 第4条の別表2の規約変更により、令和5年9月1日から適用する。
- 47. 第27条の規約変更により、令和6年3月22日から適用する。
- 48. 第3条、第4条の別表2の規約変更により、令和7年7月22日から適用する。